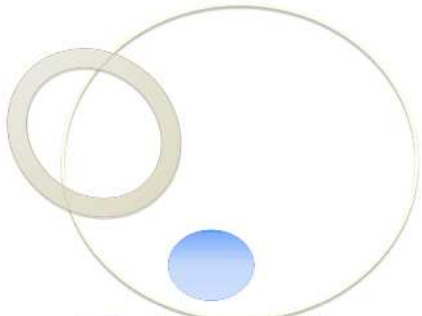




令和7年度
下水道排水設備指定工事店講習会

排水設備工事の申請に関すること



富山市上下水道局
給排水サービス課
下水道排水サービス係

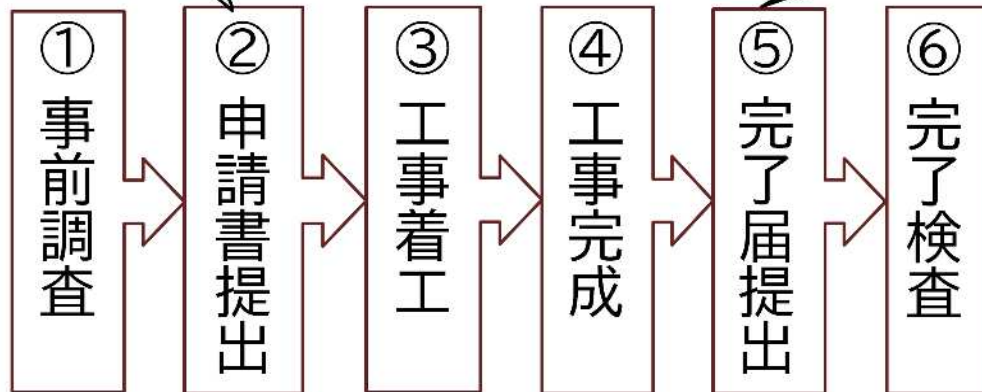
1

（この欄には、補足事項が記載されています）

排水設備工事の流れ

必ず**事前(着工前)**に提出

排水設備工事完成后**5日以内**に提出
(引き渡し前に検査が行えるように)



- ・無届工事を防ぐため、各段階でチェックできる体制づくりを
- ・下請など施工業者が複数の場合は、誰が申請するのか確認する
関わった全ての施工業者が処分の対象となり得る

2

●ホームセキュリティの関係で検査できなかったケースが複数あったため、お客様への引渡しの前に検査を行えるよう早めに完了届を提出すること。

排水設備工事における事前調査

- ・公共ますの有無
→現地確認・下水道台帳と照合
- ・公共ますのチェック
上流人孔から公共ますまでの距離
下水の人孔蓋を叩き、公共ますから音が共鳴すること(誤接続防止)
破損など、使用上の問題点はないか
公共下水道以外の紛らわしいますが周囲にないか

**問題があれば、必ず上下水道局に相談
【現場で自己判断しない】**

- ・既設排水設備(既設排水管)を使用する場合
既設管使用状況やトイレ、台所、手洗等との接続状況
雨水など、汚水以外の流入があるか

3

●場所によっては、下水道管整備前の団地排水管がそのまま残っており、公共下水道と判別するのに紛らわしい人孔や公共ますが存在している。間違った方に接続すると、汚水がそのまま河川などに流れることになる。誤接続防止のため、必ず反響確認を行うこと。

●分流区域で雨水が接続されている既設管は、必ず切り離すこと。

合流区域の範囲

富山地域には「合流区域」がある
(この区域以外は「分流区域」)

- ・区域のめやす
北:あいの風とやま鉄道線
南:四ツ谷川
西:神通川
東:桜橋電車通り
に囲まれた場所
- ・合流区域であっても、雨水は
公共ますに直接流さない
(条件によっては、雨水の
接続を認める場合もある)



4

- 富山地域以外の地域については全て分流区域。
- 合流区域で雨水を公共ますに接続せざるを得ない場合、汚水と雨水の系統は分けること。

下水道台帳は「インフォマップとやま」から(1) *R7new*

富山市公共施設情報システム
インフォマップとやま

「インフォマップとやま」とは…
インターネットを通じて富山市の公共施設所在地などの地図情報を提供するものです。

お知らせ
2022-3-9
下水道台帳を公開しました。
2021-3-24
令和2年度12月時点の時刻表を更新しました。
2020-8-17
下水道台帳を公開しました。

このサイトについて
ご利用の際は以下の注意事項を必ずご確認ください。
注意事項を確認する
お問い合わせ先
お問い合わせ先

施設情報マップ
公共施設、公園、文化、スポーツ、福祉施設などの位置を確認できます。

観光情報マップ
観光情報やイベント情報を確認することができます。

生活情報マップ
商業施設やサービスなどの生活に役立つ情報を確認することができます。

まちづくり情報マップ
都市計画、市道建設計画、道路地図などに関する情報を確認することができます。

災害情報マップ
避難所や避難区域などの防災に関する情報を確認することができます。

スマートフォンサイト
QRコードを読み取ると、スマートフォン用のサイトが開きます。
(※ 対応機種のみ利用可能)

パソコン・スマホで窓口と同じ下水道台帳を提供中

「公共下水道」に加え
「農業集落排水処理施設」
「コミュニティ・プラント
(地域し尿処理施設)」
の情報も提供中

「インフォマップとやま」で検索して
ぜひ一度お試しください



下水道台帳は「インフォマップとやま」から(2) *R7new*

使い方がわからない!

富山市ホームページに利用方法をまとめたページがあります

現在の位置: トップページ > くらし・手続き > 水道・下水道 > 下水道 > 下水道の知識・お知らせ > 下水道台帳の閲覧

下水道台帳の閲覧

ページ番号
1007586

ページ番号1007586 更新日:2025年4月17日

印刷 大きな文字で印刷

「インフォマップとやま」による下水道台帳閲覧について

※ご利用方法は、下記「下水道台帳閲覧方法」をご覧ください。

[「インフォマップとやま」\(外部リンク\)](#)

[下水道台帳閲覧方法 \(PDF 658.5KB\)](#)

説明書はこちら

6

●富山市トップページの「探す」を選択すると、ページ番号検索が可能。番号「1007586」を入力することで、このページにアクセスすることができる。

下水道台帳は「インフォマップとやま」から(3) *R7new*



●公共ますが現地にあるけど
インフォマップに載っていない

●インフォマップに載っているが
現地に公共まさんがない

など

状況をお尋ねしたいので
お手数ですが
給排水サービス課に
お問い合わせください



7

●インフォマップの更新は年1回で、比較的新しく設置された公共ますについては載っていない場合があるため、その際は窓口で確認。

各種申請書等の作成にあたって **R7new**

不適切な様式・内容で提出される例(再提出となるので注意)

- ・「平成」表記や「㊟」が書かれている様式(古い様式)
→市ホームページから最新様式をダウンロードして使用すること
- ・「農業集落排水」の確認申請書(様式名・宛先・根拠条文が異なる)
排水設備新設(増設・改築)計画確認申請書

お客さま番号(井) **農集の様式**

(宛先) 富山市長
富山市農業集落汚水処理施設条例第4条の規定により、次のとおり申請します。

第 第

※太枠内のみ記入してください。

- ・申請と関係ない名称が書かれたままの申請書(確認不足)

様式第1号(富山市関係)
富山市排水設備新設等計画確認申請書

(宛先) 富山市上下水道事業管理者
富山市下水道条例第4条の規定により、次のとおり申請

他人の名前が書かれたままの申請書を使いませ

申請者氏名 石川 五郎

申請者氏名 富山 太郎

申請者氏名 石川 五郎

8

- その他、印字が不鮮明なもの、様式の端部が途切れているものも同様とする。

記入忘れが多い箇所

- [illegible]

仮設トイレの排水を
下水道に流す場合は要提出

- 様式第1号（昭和47年）（第4号）（平成24年度版）

富山県公共下水道使用（仮設）休止・廃止・再開）届

第 号

（宛先） 富山県上下水道事業管理者
 富山県下水道条例第13条の規定により、次のとおり届け出ます。

届出日	年 月 日	届 出 番 号	
排水設備等の設置場所	所在地	水道メータ 口径・番号	
	名 称 （屋号等）	※ 排水口	
	現 住 所	居住者	
	排水設備等の 使用箇所	フリガナ	人
	氏 名	TEL	
使用開始日	年 月 日	使用休止日	年 月 日
使用廃止日	年 月 日	使用再開日	年 月 日
排水種別	下水道	汚雨水	その他（排水種別を記入）
	使用	排水設備工事の竣工日	
排水設備等の 状況等	住所		
	地区		
	半荘・民権		
	況		
	排水等	㎡	排水量 日
収税	㎡	年 月 日	
合 計			
排水種別	下水道	汚雨水	その他（排水種別を記入）
使用	排水設備工事の竣工日		
住所			
地区			
半荘・民権			
況			
排水等	㎡	排水量 日	
収税	㎡	年 月 日	
合 計			

仮設の欄に○

（注） 1. 排水設備等の設置場所（排水設備工事の竣工日）は、排水設備工事の竣工日から起算し、1年を超えない範囲内である。

2. 排水設備等の設置場所（排水設備工事の竣工日）は、排水設備工事の竣工日から起算し、1年を超えない範囲内である。

3. 排水設備等の設置場所（排水設備工事の竣工日）は、排水設備工事の竣工日から起算し、1年を超えない範囲内である。

4. 排水設備等の設置場所（排水設備工事の竣工日）は、排水設備工事の竣工日から起算し、1年を超えない範囲内である。

5. 排水設備等の設置場所（排水設備工事の竣工日）は、排水設備工事の竣工日から起算し、1年を超えない範囲内である。

6. 排水設備等の設置場所（排水設備工事の竣工日）は、排水設備工事の竣工日から起算し、1年を超えない範囲内である。

確認申請書提出時の注意事項(4)

付帯設備がある場合

- ・阻集器（ ）欄に種類を記入
 (例)飲食店:グリーストラップ
 ガソリンスタンド:オイルトラップ
 歯科医院:プラスタートラップ
 コインランドリー:ランドリートラップ
 美容院:ヘアキャッチャー
 など

寸法図や容量計算書等を添付

- ・ポンプ 排水ポンプを設置する場合
ポンプ槽の容量や能力の分かる構造図や仕様書等を添付

[illegible]

グリース阻集器(グリーストラップ)の選定

「排水設備工事施工指針の補足」参照

阻集器

油脂、ガソリン、土砂その他下水道施設の機能を著しく妨げ、若しくは排水管等を損傷するおそれのある物質又は危険な物質を含む下水を公共下水道に排除する場合は、**汚水流出口等に阻集器**を設けること。
(富山市下水道条例施行規程第5条(5))

グリース阻集器 **SHASE-S217-2016**

店舗全面積(食堂に厨房を含めた調理・飲食に関する区域の面積で、トイレ等を除く)**に基づき選定**。

ただし、社員食堂、学校給食、病院患者食等、利用人数が想定できる場合は、利用人数に基づく選定方法を用いてもよい。



原則として
「**店舗面積**」で
計算！

特記事項(2)

①公共ます設置工事完成前の
排水設備の工事申請

②既設管利用

③施工指針とは異なる方法での施工

①～③は申請者の記名で可
(署名不要)

ただし、申請者に必ず説明了解を

③は申請前に事前協議を行い、内容を具体的に記載

特記事項 ※必要に応じて記入して下さい。

公共ます、排水設備等の共同使用について (公共ます)を共同で使用します。また維持管理等で支障が生じた場合は申請者の責任で対応し、上下水道局に対し異議申し立ては致しません。		
公共ます排水設備土地の所有者	現住所	
公共ます排水設備土地の共同使用者	氏名	
公共ます排水設備土地の所有者	現住所	
公共ます排水設備土地の共同使用者	氏名	
公共ます排水設備土地の所有者	現住所	
公共ます排水設備土地の共同使用者	氏名	
公共ます排水設備土地の所有者	現住所	
公共ます排水設備土地の共同使用者	氏名	

公共ます設置工事完成前の排水設備の工事申請について 公共ます設置工事完成前に排水設備工事を行います。公共ますの設置位置や深さが変更になった場合は、申請者の責任でやり直し等対応し、上下水道局に対し異議申し立ては致しません。		①
申請者 氏名		
既設の排水管及びます等(浄化槽の配管や排水管等)の利用等について 今回の排水設備工事では、申請者の責任において既設の排水管及びます等を利用及び維持管理を行い、上下水道局に対し異議申し立ては致しません。		②
申請者 氏名		
排水管の勾配や、ますの設置方法等について 上下水道局の基準と異なる方法で排水設備工事を実施することを了解します。また維持管理等で支障が生じた場合は申請者の責任で対応し、上下水道局に対し異議申し立ては致しません。		③
申請者 氏名		
内 容 等		

※注意 所有権の移転等で所有者の変更等が生じた場合、上記の特記事項はすべて引き継ぐこととなります。

特記事項	署名	言語	氏名	姓	名

備考 公共ます、排水設備等の共同使用については、所有者又は共同使用者本人(法人にあっては代表者)が署名してください。ただし、本人(法人にあっては代表者)が署名することができないときは、所有者又は共同使用者が個人の場合にあっては記名のうえ本人確認書類を添付し、法人の場合にあっては記名捺印してください。

特記事項(3)

・排水管の勾配や、ますの設置方法等について

上下水道局の基準と異なる方法で排水設備工事を実施することを了解します。また維持管理等で支障が生じた場合は申請者の責任で対応し、上下水道局に対し異議申し立ては致しません。

申請者 氏 名 上下 三郎

内 容 等

(空白)



規程勾配2%取れなかったけど、工事しちゃったわ。
でも申請書の裏に署名あるから「内容欄」に「勾配取れず」と追記すれば大丈夫ね！

この項目は、上下水道局の基準と異なる施工となることを「あらかじめ」申請者が理解し承諾するもので、
申請後に判明した事象に対応するものではない。
申請者が了解済のものとは到底判断できない。
「内容等」欄が空白の場合、その記名は「無効」。



特記事項(4)



じゃあ、どうしろっていうの！
いまさら申請者に承諾もらえないわ！



おかしいですね？
申請者の知らぬところで処理しようとしていませんか？
申請者が了解していない不適合事案は完成受理しません。
所定の方法で改めて了解をもらってください。



- ・調査不足による設計変更が散見される。現地調査を確実に
- ・設計の段階で、想定される懸念事項を整理する
- ・場合によっては、「〇〇〇の可能性はある」ことを
あらかじめ申請者に了解を取るのもひとつの考え方

**規定を守れないケースは、事前に相談願います
先に施工して、トラブルになる前に…**

特記事項(5)



将来、このようなことになりますので…

私は聞いてない!!!



申請者



最後にもう一つ。
申請者と土地所有者が異なるケースです。筆跡が似ていませんか？
権限のない者が他人名義の文書を作成することは
刑法第159条1項「私文書偽造罪」になります。

申請者	現住所	市
排水設備等の所有者	フリガナ	市
排水設備等	氏名	市

使用する土地所有者の承諾	現住所	市
氏名	市	市

別の人のはず

公共ますの交換・撤去

排水設備工事と同時に
公共ますを交換する場合

- ・公共ます交換「有」に○を
「公共下水道施設における工事
等承認申請書」及び「公共ます
新設等申請書」の提出は不要

排水設備工事完了届提出時に
公共ます交換時の施工写真を提出

次の場合は申請が必要

- ・撤去する場合
- ・排水設備工事が伴わない交換

[illegible]

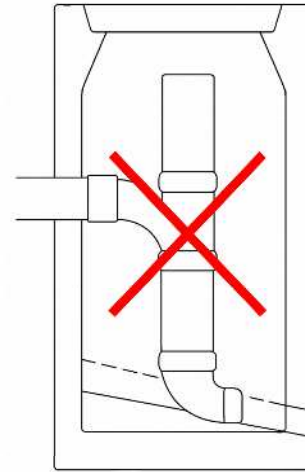
●施工写真の詳細は、講習資料「公共ます新設等工事に関するこ
と」を確認。

公共ますに内副管が設置されていた場合 *R7new*

コンクリート公共ますの中に
内副管が設置されていた場合、
公共ますの維持管理に支障があるため、
そのまま既設利用することは認めない。

内副管を撤去・流入口を小口止めし、
底付けで接続するかまたは、
公共ますを塩ビますに交換すること。

どちらも対応が難しい場合は
事前に給排水サービス課と協議を行うこと。



様式第7号（第19条関係）

富山市排水設備等工事完了届

（備考） 富山市下水道事業管理者
富山市下水道条例第6条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

提出日 〇〇年〇〇月〇〇日

提出者 住 所 富山市新橋町7番38号
氏 名 富山 太郎

申請者の住所氏名を記入

【例】 方位を表示 2Fに配管がある場合は表示 完 工 図

既設管は破線で図示し、深さ、延長、勾配、管種、管径、地盤高、ますNo.等を記載

2F

1F

玄関の位置を表示

玄関

2F排水

2F排水

No.1 V15×30
100VU2.0%2.0m

No.2 V15×44
100VU2.0%2.7m

No.3 V15×49
100VU2.0%2.6m

No.4 V15×55
100VU2.0%3.1m

No.5 V15×65(62)
100VU2.0%4.0m

No.6 V15×73(70)
100VU2.0%2.3m

No.7 V15×30
GL 0.20m

No.8 V15×59(30)
100VU2.0%3.0m

No.9 V15×62
100VU2.0%5.5m

No.10 V15×70(67)
GL 0.20m

No.11 V15×117(87)
100VU2.0%1.5m

（合流式の場合）
圧力解放蓋設置
箇所を記載

圧力開放蓋

水道メータの位置を表示

公共ます
流出方向を記載

公共ます（三方向）V70×70
100VU2.0%1.5m

本管へ

敷地内に公共ますがある場合は記載

ますの表示（例）
ますNo. 10 管径×ます深（上流側基準）
No.10 V15×70(67)
GL 0.20m
ます天板高（公共ます天板を基準とする）
高さ0.00mの場合は省略

管路の表示（例）
管径×勾配（延長）
100VU 2.0% 3.5m

三方向、フリーイン
バート、三方向ド
ロップなど、公共ま
すタイプを表示

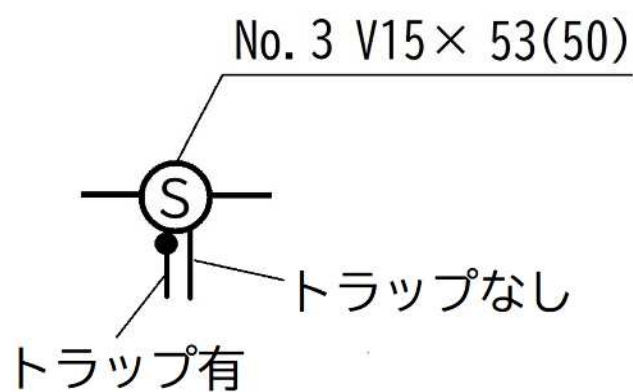
排水設備等の設置場所 富山市新橋町2丁目1番20号 使用者 立山 一郎 電話番号 634-021 ※検査日 年 月 日 ※検査員
指定工事店 株式会社富山下水道 電話 076-124-3444 工事店コード 999 33客先番号 12345678 ※管種

22

- 公共ますを交換する場合は、その旨を明記。
- この様式は、竣工時の様式。申請の際は「工事調書」の様式を使用すること。

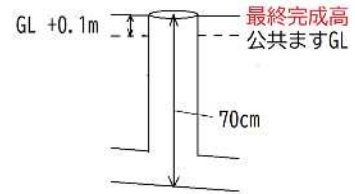
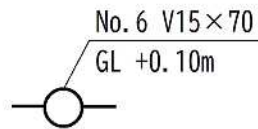
段差付トラップますの表記について *R7new*

トラップますの表記については
●を基本とするが、
段差付のトラップますの場合は、
右図のように
ますの中を段差を表すSとする。
そして、トラップがある側の方を
黒丸で表記する。

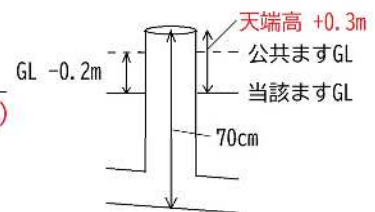
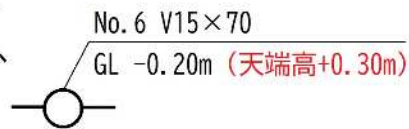


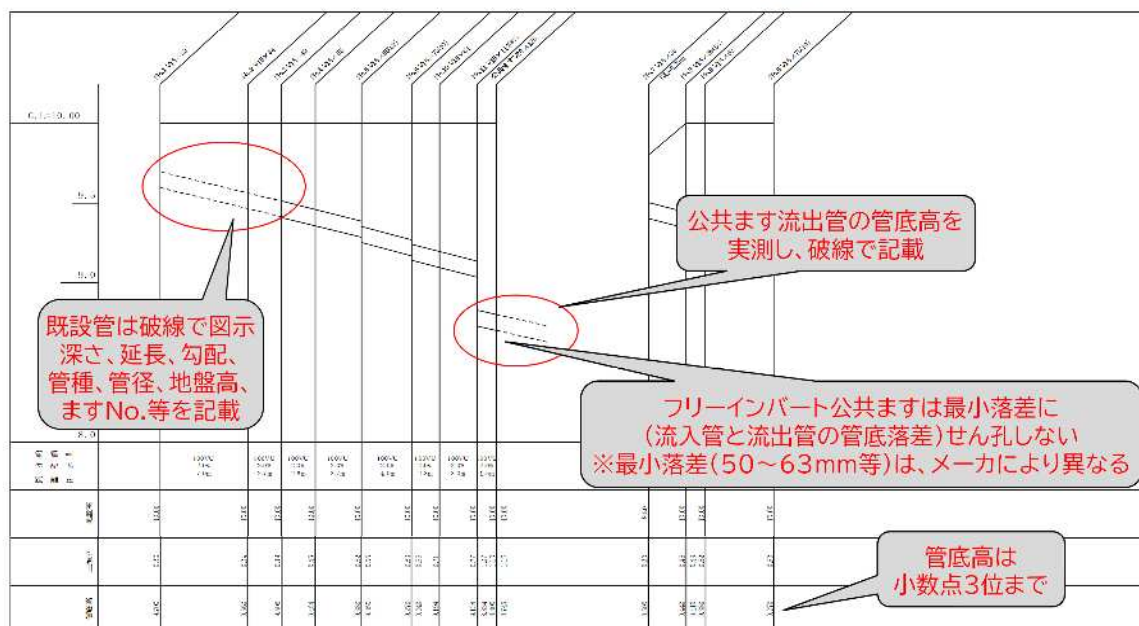
まず地盤高の表記について *R7new*

地盤高(GL)は
公共ますのGLを基準とし、
外構仕上げ後の**最終完成高**
(未施工の場合は想定高)
を記載すること。



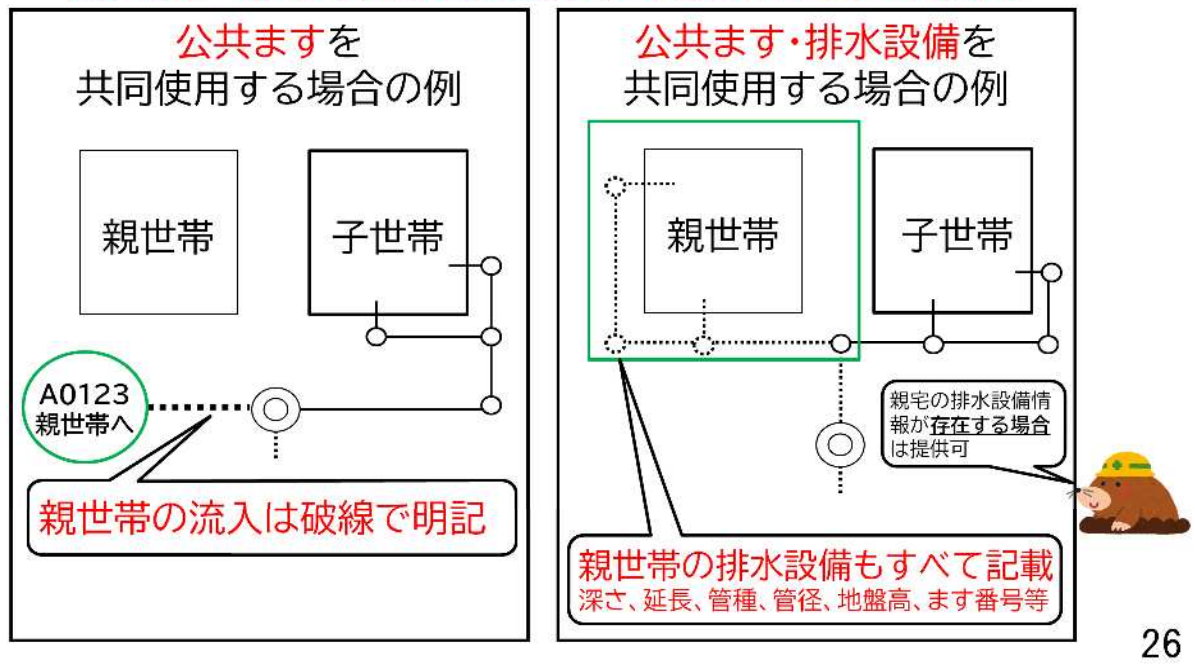
外構仕上げが未施工で
想定高が不明な場合は、
現時点でのGLを記載し、
天端高についても
記載すること。





公共ます・排水設備の共同使用

公共ます・排水設備を共同使用する場合の平面図作成例



- 建物の所有者が親族関係の場合、公共ます、排水設備の共同使用を認めている。
- その際は、申請者の共同使用者の欄に、署名が必要。

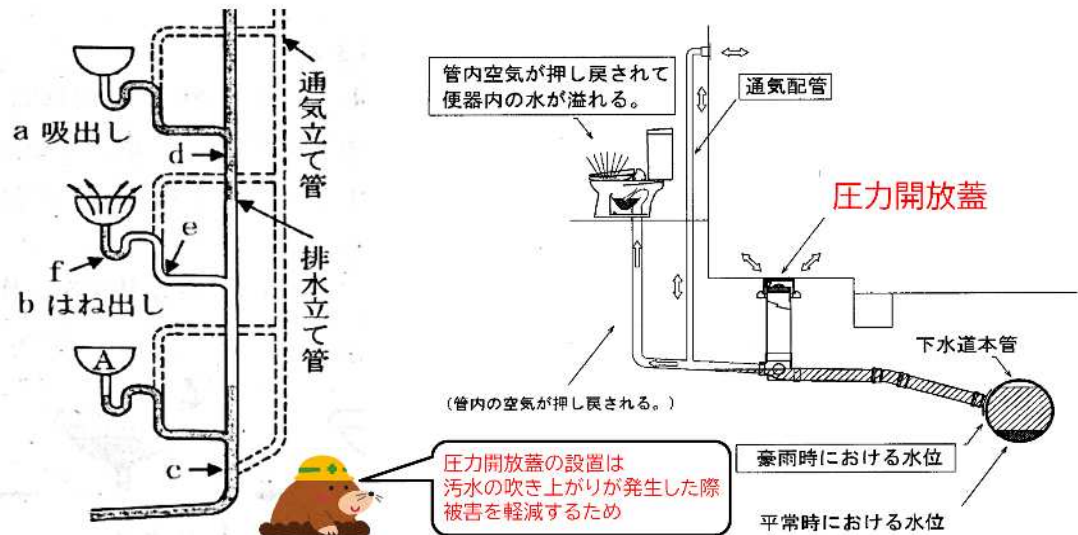
使用を推奨する排水ます

- ・臭気の苦情が絶えないため、便所以外からの排水管はトラップますの併用を**推奨**
※二重トラップにならぬよう通気の確保が必要(通気口付ふた等)
- ・大便器からの排水を含む会合点は、主管側への汚物逆流を防ぐため、3cm段差付ますの設置を**推奨** ※規定の勾配が確保できない場合を除く
- ・既設コンクリートます(公共ますを含む)から小口径塩ビますへの交換を**推奨**

通気について

器具トラップの封水を保つために

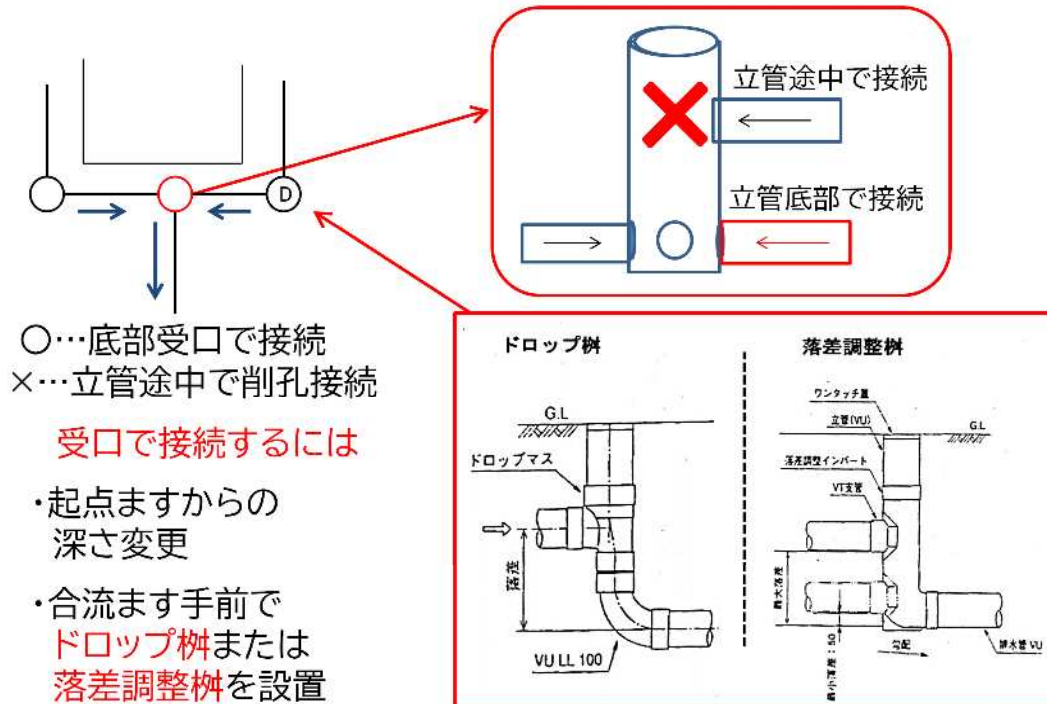
合流区域の通気



28

- 悪臭防止のため、必要に応じて適切な通気管を設けること。
- 合流区域では豪雨時に下水道本管から宅内配管側へ圧力がかかり、便器の水が溢れることがあるので、圧力を逃がすための圧力開放蓋や通気配管による対策をとること。

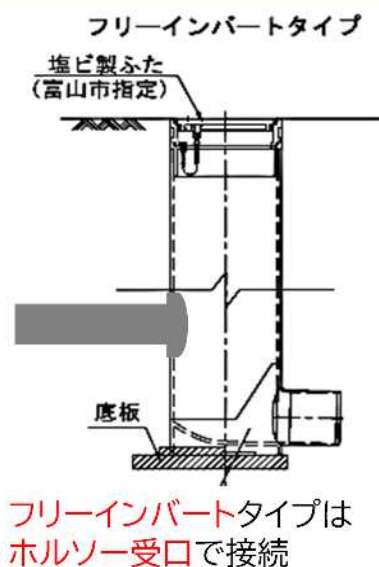
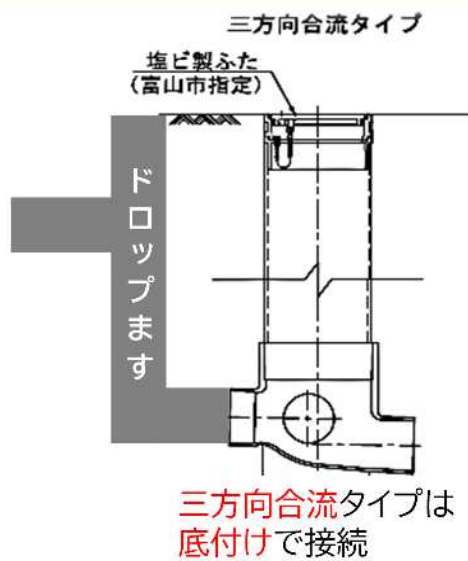
合流ます(三方向ます)の接続



29

●合流ますに接続するときは、必ず受け口で接続すること。

公共ますの接続



※三方向ますで底付けが施工上困難な場合は要協議
(理由が確認できる写真等の資料を提出)

30

●三方ますで理由もなく立て管途中で接続した場合は、やり直しとなるので、公共ますのタイプは必ず確認すること。

フリーインバート公共ますに複数接続する場合の注意

フリーインバートマスに専用支管、ヘルソー受口などを取り付ける場合の範囲は下記の通りです。

●フリーインポート支管およびホルソー受口の
最下位置取付範囲

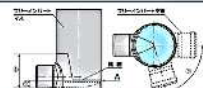
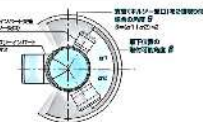


圖 8-1-1

[illegible]

© 2007 by 3M Corporation. All rights reserved. 3M and the 3M logo are registered trademarks of 3M Corporation.

●フリーインバート支線およびホルソー受口を
横に2箇所並べて取り付ける場合
(立上がり管1箇所につき最大2箇所まで)
※受口径φ114(21)の時に、横に2箇所並べて取り付ける場合は
受口が前後にずれ生じます。

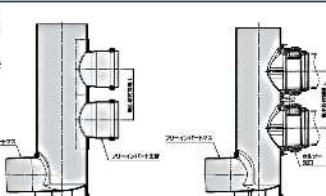


图式一

[illegible]

「フリーイングバートムスはフリーイングのチームを支援し、彼らのチームの目標を達成するために尽力する。彼らは非常に優秀な選手で、彼らのチームは非常に強いチームである。彼らは非常に優秀な選手で、彼らのチームは非常に強いチームである。彼らは非常に優秀な選手で、彼らのチームは非常に強いチームである。」

- フリーインパート支管
およびホルソー受口を
短に留置して
取り付ける場合
(立上り管1箇所につき
最大2個まで)



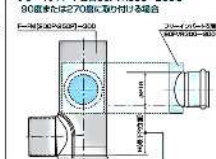
■图一

[illegible]

●フリーインポート支店80FVR300-150型



・フリーインポート変換80FVR300-200電



- ・技術上、**複数流入**できる範囲に**制約**がある
- ・使用材料に応じた流入位置の設計を（無理な設計は**不良工事**の原因）
- ・建て替えなど、すでに削孔されている部分を**流用できない**場合も注意

31

●フリーインバート公共または、「フリーインバート支管」「ホルソー受口」などを使用して流入受口を設置するが、製品形状の都合上、設置範囲に制限があることに注意すること。

工事が完了したら(1)

- ・排水設備工事完了の日から5日以内に完了届を提出
(引渡し前に検査を終えられるよう速やかに提出)
- ・完工図は、責任技術者が現場を確認したうえで作成
- ・下水道使用開始届も同時に提出
(下水道料金がすでにかかっている場合でも提出する)
- ・給水工事を行った場合、給水装置竣工図も同時期に提出
- ・支払者(使用者)変更は別途料金課へ連絡
- ・下水使用休止届(次の場合は要提出)
仮設トイレは井戸水で、宅内は水道水のみ(井戸の休止)
集合住宅の共用栓を仮設トイレに使用していた場合 など

32

●給排水を両方工事した場合は、検査のために竣工図も速やかに同時提出すること。

集合住宅の一覧表

集合住宅の場合、各戸の水栓情報などが記された
一覧表(任意様式)を完了届と合わせて提出

作成例

住 所：牛島本町二丁目1番20号

アパート名：排水アパート

水栓番号	部屋番号	加入口径	メータ番号
190032	101	20mm	Z5-1234
190033	102	20mm	Z5-1235
190034	共用栓	13mm	Z5-1111

富山市公共下水道使用態様変更届
(使用する水が変更となるときに提出)

- [illegible]

●排水設備を工事せず、井戸から水道に切り替える工事のみの場合は、使用態様変更届の提出がないと、下水道料金を適切に請求できないので、忘れずに提出すること。

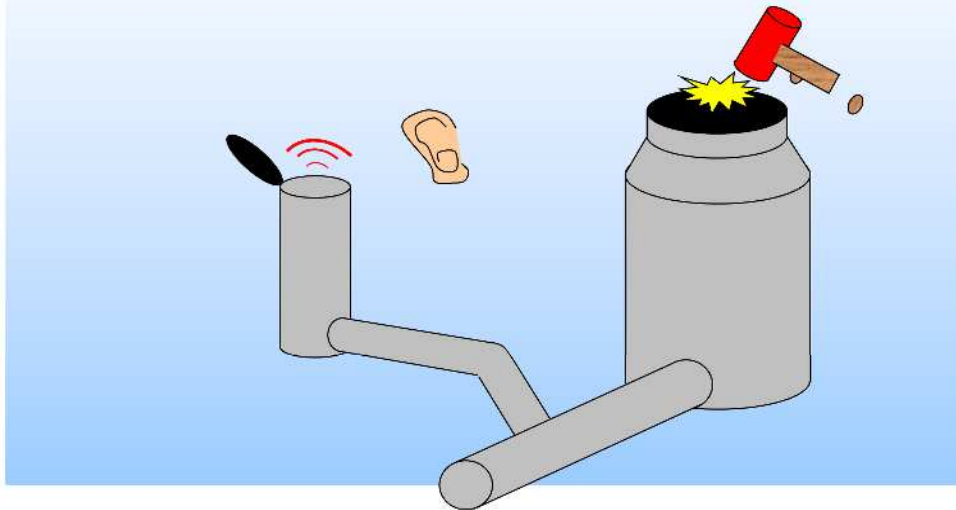
排水設備検査の連絡を受けたら・・・

- ・指定工事店から申請者(使用者)へ**検査日**と**検査予定時刻**を必ず連絡(ハウスメーカーを経由する場合は、確実に申請者に内容が伝わるよう配慮してもらう)
- ・検査当日に**水道使用**の際は申請者(使用者)の**許可**を得るか、検査で使用する水を指定工事店が用意する



公共ますの接続確認

工事前・接続前に必ず確認を
排水設備工事検査当日に検査員が確認します



38

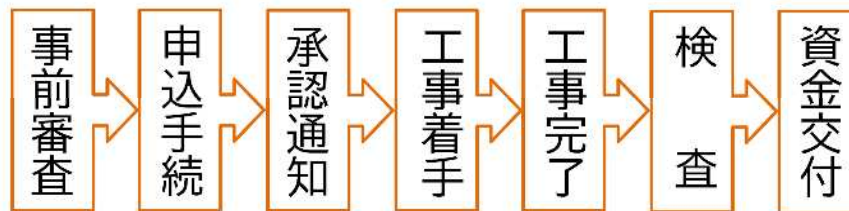
●検査の際には、マンホールを叩くハンマー等を持参すること。

水洗便所改造等資金貸付制度

主な条件

- 貸付限度額:100万円
- 貸付利率:無利子
- 貸付期間:5年以内
- 償還方法:元金均等月賦償還(60ヶ月以内)
- 貸付対象は個人のみで法人は除く
- 工事をはじめてからは利用できません

手続の流れ



39

- 汲み取りトイレや浄化槽から公共下水道に切り替えて接続する場合は、貸付制度が利用できる。
- お客様から貸付制度利用の意志があった場合は、給排水サービス課に相談すること。

特殊な事情がある場合

計画や施工で、特殊な事情がある場合は、事前に協議してください

現場判断で事後処理 → 手戻りになる可能性大

各種様式のダウンロード先: 富山市HP「下水道 届出」で検索

立山 あおぐ 特等席。富山市

緊急情報があります | サイトマップ | Foreign language | 文字サイズ・配色の変更

緊急・防災 | さがす

暮らし・手続き > 子育て・教育 > 健康・福祉 > 文化・スポーツ・イベント > 産業・ビジネス > 市政情報 >

お探しの情報をご案内します

サイト内検索

下水道 届出

ページ番号検索

40

給排水施設修繕工事事業者の登録制度(1)

平成22年4月1日から運用

制度の経緯

- ・これまでは、使用者自身で指定工事事業者及び指定工事店に修繕依頼しても、依頼に応じてもらえない等の苦情があった。
- ・これを解消するため、一定の要件を満たす指定工事事業者・指定工事店を上下水道局が登録し、**給排水修繕工事事業者**として紹介するもの。

令和7年10月1日現在

給水施設修繕工事登録事業者 30社

排水施設修繕工事登録事業者 31社

41

●上下水道局では、電話等で修繕依頼先の問い合わせがあった際は、優先的に登録業者を伝えている。

給排水施設修繕工事事業者の登録制度(2)

給排水施設修繕工事事業者の登録制度

富山市ホームページから



ページ番号1007670

更新日 2025年10月1日

印刷

大きな文字で印刷

1.概要

上下水道局では、今日まで宅地内の漏水修繕及び公共ます上流部排水設備修繕について、お客さま自身で指定工事事業者及

(4) 要綱

[富山市給排水施設修繕工事事業者の登録に関する要綱 \(PDF 88.7KB\)](#)

(5) 富山市給排水施設修繕工事事業者一覧

[給水施設修繕工事事業者 \(PDF 71.9KB\)](#)

[排水施設修繕工事事業者 \(PDF 73.2KB\)](#)

登録業者の一覧や
登録の要件などは
ホームページをチェック



給排水施設修繕工事事業者の登録制度(3)



登録に関心のある事業者の方は、
給排水サービス課までお問い合わせください

登録業者となっている事業者で、届出の内容(連絡先や対応日時など)
に変更がある場合は、連絡をお願いします

富山市給水施設修繕工事登録業者一覧(校区別)

校区	登録番号	事業所名	フリガナ	所在地	連絡先	緊急連絡先	対応地域	対応時間	休業日
愛宕	25				076-41-0000	09-0000-0000	富山地域	8:30~17:00	土、日、祝、盆、年末年始
志賀	26	富山県建設業協会	トキワケビル	富山県富山市志賀町	076-421-4400	09-0000-0000	富山地域	7:30~	土、日、盆、年末

御社の登録内容に変更がないか
ホームページでご確認願います



指定継続申請時の添付書類簡素化について *R7new*

No.	届出の種類	申請書 (様式第2号)	廃止 (休止・再開) (様式第5号)	変更届 (様式第6号)	書換え交付申請書 (様式第4号の2)	再交付申請書 (様式第4号)	現在所持している 最新の指定工事店証	責任技術者名簿	責任技術者証の写し	責任技術者の専属を 確認できるもの	器材調書	器材重機等の写真	営業所平面図 及び近見取図	営業所の写真	登記事項証明書	(法人の場合) 定款の写し	誓約書	(個人事業主の場合) 本人確認書類
—	指定の継続	●						●	●	●	●		●	●	●	●	●	●
①	新規申請	●						●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

「器材重機等の写真」については、
次回の継続申請からは不要とし、簡素化を図ります



45

- 継続申請時に限り、器材重機等個別の写真は不要。ただし、営業所の写真、器材倉庫の写真は添付すること。

指定工事店に関する申請・届出の手引き

指定工事店の申請・届出
に関する手引きを作成しました



「指定工事店 手引き 富山市」で
検索するか、市ホームページの
ページ番号「1007674」で検索

申請・届出のポイントを
まとめてあります



富山市下水道排水設備指定工事店

申請・届出の手引き

富山市上下水道局 給排水サービス課

改訂履歴

初 版：令和5年6月 「更新申請の手引き」として公開
第1改訂：令和6年9月 「申請・届出の手引き」として改訂公開
第2改訂：令和7年4月 ユニバーサルデザインフォントに改訂

46

●手続きを行う前、給排水サービス課に問い合わせする前に一読すること。（手引きを参照して解決する場合が多数）